

| 対象コース | 科目 | 教材名 |
|--------|---------|-----------|
| 社労士 24 | 労働安全衛生法 | レクチャーテキスト |

補足資料（努力義務まとめ）

労働安全衛生法の主要な努力義務をまとめました。復習にご活用ください。

【該当箇所】 P3 中段の項目

■ 設備の設計者等の責務

機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように**努力**しなければならない。



【該当箇所】 P3 下段の項目

④ 労働者の遵守義務

重要度 **B**

労働者は、**労働災害を防止するため必要な事項を守る**ほか、**事業者その他の関係者**が実施する労働災害の防止に関する措置に**協力**するように**努力**しなければならない。

【該当箇所】 P15 中段の項目

■ 産業医の選任義務のない事業場の場合

- ① 事業者は、**産業医を選任すべき事業場以外**の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように**努力**なければならない。
- ② 上記に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者は、上記の者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**労働者の労働時間に関する情報**その他の上記の者が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な**情報**として厚生労働省令で定めるものを**提供**するように**努力**しなければならない。
- ③ 上記に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者は、その事業場における上記の者の**業務の内容**その他の上記の者の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、**労働者に周知**させるように**努力**しなければならない。

【該当箇所】 P26 中段の項目

7 危険性・有害性の調査 重要度 **B**

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等**による、又は**作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等**（**表示対象物質及び通知対象物**による危険性又は有害性等を**除く**。）を調査し、その結果に基づいて、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定による**措置を講ずるほか**、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な**措置を講ずるよう努め**なければならない。

【該当箇所】 P29 上段の項目

危険・有害業務に就業中の者に対する教育

事業者は、その事業場における**安全衛生の水準の向上**を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう**努め**なければならない。

【該当箇所】 P34 上段の項目

健康診断の結果の通知・保健指導・健康保持の努力義務

| | |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。</p> | <p>事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。</p> |
| <p>労働者は、通知された健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとされる。</p> | |

【該当箇所】 P37 中段の項目

面接指導の要件に該当しない労働者への措置

事業者は、**面接指導を行う労働者以外の労働者**であって健康への配慮が必要なものについては、必要な措置を講ずるよう**努めなければならない**。

【該当箇所】 P39 下段の項目

産業医の選任義務のある事業場以外の事業場

産業医の選任義務のある事業場以外の事業場の事業者は、当分の間、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行うよう**努めなければならない**。

【該当箇所】 P40 中段の項目

■ 受動喫煙の防止

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法第25条の4第3号に規定する受動喫煙）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【該当箇所】 P41 下段の項目

■ 作業の管理

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

【該当箇所】 P42 中段の項目

1

快適な職場環境の形成のための措置

重要度 C

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、以下の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- ③ 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
- ④ その他、快適な職場環境を形成するため必要な措置